

独立行政法人農林水産消費安全技術センターの
平成26年度に係る業務の実績に関する評価書

農林水産省

様式 3－1－1 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成 26 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	
評価対象事業年度	年度評価	平成 2 6 年度
	中期目標期間	平成 2 3 ～ 2 6 年度

2. 評価の実施者に関する事項				
主務大臣		農林水産大臣		
	法人所管部局	消費・安全局	担当課、責任者	総務課長 小川良介
	評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	評価改善課長 上田弘

3. 評価の実施に関する事項
（独）農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）から提出のあった自己評価書を基礎として評価を行った。評価の実施に当たっては、理事長・監事等のヒアリング及び有識者からの意見聴取を実施した。 FAMIC の中期目標期間は平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間であったが、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）附則第 9 条に基づき 27 年 3 月 31 日に終了した。平成 26 年度評価については中期目標、中期計画及び年度計画に基づき業務実績について評価を行った。評価書作成に当たっては中期目標管理法人の様式も準用した。

4. その他評価に関する重要事項
・旧門司事務所の福岡センターとの統合：平成 24 年度からの 2 カ年で門司事務所を廃止し統合 ・相談窓口業務の見直し：平成 23 年度から消費者相談窓口を閉鎖することとしていたが、東日本大震災が発生したことにより相談が増加したため閉鎖を延期し、平成 23 年 6 月末に窓口を閉鎖した。

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		平成 2 3 年度	平成 2 4 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度
		A	A	A	B
評価に至った理由	項目別評価は 40 項目のうち、C が 2 項目、B が 32 項目、評価の対象外が 6 項目となっており、また法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づき B とした。 ※ 平成 25 年度までの評価にあつては、農林水産省独立行政法人評価委員会の評価結果であり、A 評価が標準。平成 26 年度の評価にあつては、主務大臣の評価結果であり、B 評価が標準。				

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	肥料関係業務、土壌改良資材関係業務、農薬関係業務、飼料及び飼料添加物関係業務、食品表示の監視業務、登録認定機関等に対する調査等の業務、日本農林規格の見直し等に係る業務、リスク管理に資するための有害物質の分析業務、情報提供業務等の実施に当たり、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、業務運営の効率化を図りつつ的確に業務を遂行されており、特に重大な業務運営上の課題は検出されておらず、計画のとおり順調な組織運営を行っているとは評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	「自己収入の確保」について、第 2 期中期目標期間終了時（平成 22 年度）と比較して 90% となった。更なる自己収入の確保が求められる。 また、「契約の点検・見直し」については、一者応札・応募の改善がなされておらず、引き続き改善に取り組むべきである。
その他改善事項	該当なし
主務大臣による監督命令を検討すべき事項	該当なし

4. その他事項	
監事等からの意見	監事からは、「内部統制」について、今後、内部統制をより充実させるためには、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達の確保の現状を認識、分析し、適切な取組とすべく一層の体制整備に留意する必要があるとの意見があった。
その他特記事項	有識者からは、「自己収入の確保」については、FAMIC は営利目的で事業を実施しておらず、改善にあたっては注意が必要との意見。また、「契約の点検・見直し」については、一者応札にならざるを得ない契約が含まれている中で一者応札・応募の割合をもって C とするのは疑問との意見があった。

様式 3－1－3 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 平成 26 年度評価 項目別評価総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	－		
Ⅰ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
肥料関係業務(第 2-2(1))	A	A	A	B		第 2-2(1)	P5
土壌改良資材関係業務(第 2-2(4))	A	A	A	B		第 2-2(4)	P11
農薬関係業務(第 2-2(2))	A	A	A	B		第 2-2(2)	P13
飼料及び飼料添加物関係業務(第 2-2(3))	A	A	A	B		第 2-2(3)	P18
食品表示の監視業務(第 2-3(1))	A	A	A	B		第 2-3(1)	P26
JAS 法に基づく立入検査等(第 2-3(3))	A	A	A	B		第 2-3(3)	P29
登録認定機関等に対する調査等の業務(第 2-3(2))	A	A	A	B		第 2-3(2)	P31
JAS 規格の見直し等に係る業務(第 2-3(4))	A	A	A	B		第 2-3(4)	P35
国際規格に係る業務(第 2-3(5))	A	A	A	B		第 2-3(5)	P38
リスク管理に資するための有害物質の分析業務(第 2-4)	A	A	A	B		第 2-4	P40
カルタヘナ担保法関係業務(第 2-5)	－	－	－	－		第 2-5	P43
情報提供業務の的確な実施(第 2-1(2))	A	A	A	B		第 2-1(2)	P45
検査・分析に係る信頼性の確保及び業務遂行能力の継続的向上(第 2-1(3))	A	A	A	B		第 2-1(3)	P50
国際協力業務(第 2-6)	A	A	A	B		第 2-6	P54
食品の安全と消費者の信頼の確保のための的確・迅速な対応(第 2-1(1))	A	A	A	B		第 2-1(1)	P56
調査研究業務の充実(第 2-1(4))	A	A	A	B		第 2-1(4)	P59
情報セキュリティ対策の推進(第 2-1(5))	A	A	A	B		第 2-1(5)	P61

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別調 書No.	備考
	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	－		
Ⅱ．業務運営の効率化に関する事項							
効率的な組織体制の確保と適正な要員配置(第 1-1(1))	A	A	A	B		第 1-1(1)	P64
管理部門の簡素化(第 1-1(2))	A	A	A	B		第 1-1(2)	P67
業務運営コストの削減(第 1-1(8))	A	A	A	B		第 1-1(8)	P69
人件費の削減等(第 1-1(9))	A	A	A	B		第 1-1(9)	P72
透明性の確保(第 1-1(6))	－	－	－	－		第 1-1(6)	P74
契約の点検・見直し(第 1-1(5))	B	A	B	C		第 1-1(5)	P75
農業生産資材の安全等の確保に関する業務(第 1-2(1))	A	A	A	B		第 1-2(1)	P78
農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務(第 1-2(2))	A	A	A	B		第 1-2(2)	P82
調査研究業務(第 1-2(3))	A	A	A	B		第 1-2(3)	P85
情報提供業務(第 1-2(4))	A	A	A	B		第 1-2(4)	P89
関係機関との連携(第 1-2(5))	A	A	A	B		第 1-2(5)	P91
Ⅲ．財務内容の改善に関する事項							
自己収入の確保(第 1-1(3))	A	B	A	C		第 1-1(3)	P93
保有資産の見直し等(第 1-1(4))	A	A	A	B		第 1-1(4)	P95
Ⅳ．その他の事項							
内部統制の充実・強化(第 1-1(7))	A	A	A	B		第 1-1(7)	P97
予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組（第 3-1）	A	A	A	B		第 3-1	P103
法人運営における資金の配分 状況（第 3-2）	A	A	A	B		第 3-2	P104

短期借入金の限度額 法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み (第 4-1)	－	－	－	－		第 4-1	P106											
							P107											
	A	－	－	－		第 5-1												
	A	A	－	－		第 5-2	P109											
	－	－	－	－		第 6-1	P111											
	A	A	A	B		第 7-1	P112											
	A	A	A	B		第 7-2	P114											
積立金の処分に関する事項 (第 7-3)	A	A	A	B		第 7-3	P116											

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-2-(1)	肥料関係業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成 11 年法律第 183 号。以下「センター法」という。）第 10 条第 1 項第 7 号及び第 2 項第 3 号 肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26－① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ															
①主要なアウトプット（アウトカム）情報									②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	－				2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	－
①肥料の登録等申請に係る調査結果の報告期間	20 業務日以内	100%	100% (1,163/1,163)	100% (1,030/1,030)	100% (904/904)	100% (899/899)				予算額（千円）	83,525	75,376	68,494	68,861	
②仮登録肥料に係る肥効試験結果の報告期間	1 年以内	100%	100% (1/1)	－	100% (2/2)	100% (1/1)				決算額（千円）	59,972	86,855	74,742	78,870	
③肥料取締法に基づく立入検査結果の報告期間	36 業務日以内	100%	100% (404/404)	100% (539/539)	100% (532/532)	100% (534/534)				経常費用（千円）	561,069	575,514	603,311	683,561	</

			＜主な定量的指標＞ ○ 肥料関係業務の実施 項目別評定（以下「中項目の評定」という。）は、中項目の評定よりさらに細分化した小項目（◇）別の評定結果の積み上げにより行うものとする。その際、各小項目につきS：4点、A：3点、B：2点、C：1点、D：0点の区分により小項目の評定結果を点数化した上で、中項目については、A、B、C、Dの下記により4段階の標語により行うものとし、特殊事情、業績等の特筆すべき事項にも配慮するものとする。 ただし、A評定とした場合には、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析し、法人の活動により事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる場合にはS評定とすることができる。 A：基準点×12／10 ≤ 各小項目の合計点 B：基準点×9／10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×12／10 C：基準点×5／10 ≤ 各小項目の合計点 < 基準点×9／10 D：各小項目の合計点 < 基準点×5／10点 ※ 「基準点」とは、「小項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該中項目に属する各小項目の点数の合計値」とする。 （中項目の評定にあたっては以下同様。）		＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：◇小項目6（項目）×2点（B）＝12点 B：基準点（12）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（12）< 基準点（12）×12／10 ＜課題と対応＞ 引き続き農林水産省の指示に基づき、当該業務を的確に実施する。	＜評定に至った理由＞ 項目別評定（以下「中項目の評定」という。）は、中項目の評定よりさらに細分化した小項目（◇）別の評定結果の積み上げにより行うものとしているが、6の小項目はすべてBであり小項目を積み上げた項目別評定はBであった。 具体的には、登録等申請に係る調査については、899件実施し、全て標準処理期間の20業務日以内に農林水産大臣に報告しており計画における所期の目標を達成していると評価できる。 また、肥料取締法に基づく立入検査についても、534
① 肥料の登録等申請に係る調査は、その申請に係る調査の質を向上させつつ実施し、その結果を申請受付から20業務日以内に農林水産大臣に報告する。	① 肥料の登録等申請に係る調査は、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するとともに、登録調査手引書の利用により質の向上を図る。	① 肥料の登録等申請に係る調査については、申請受付から20業務日以内に調査結果を農林水産大臣に報告するため、次の取組を行う。 ア 登録申請業者に対してホームページに掲載した「肥料登録申請の手引き」の活用を促進するとともに、公定規格（肥料の種類）の解説の活用等により利便性を向上させ、また、これらについて最新情報となるように見直し、改訂を行う。 イ 登録調査に当たっては、「登録調査手引書」を活用し、安全に係る項目の迅速な調査を行う。	＜主な定量的指標＞ ◇肥料の登録等申請に係る調査結果の報告期間（20業務日以内） ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／調査指示件数） S：法人の活動により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年度目標値の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合） A：法人の活動により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対年	＜主要な業務実績＞ ① 登録等申請に係る調査については、899件実施し、全て20業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率100%(899/899)】 ア 登録申請業者からの相談に対しホームページに掲載している登録申請の手引きを利用して説明を行うなど、手引きの活用の促進を図った。また、平成26年度		

				度目標値の 120%以上) B：事業計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対年度目標値の 100%以上 120%未満) C：事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対年度目標値の 80%以上 100%未満) D：事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める（定量的指標においては対年度目標値の 80%未満、又はその業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合) （〈主な定量的指標〉として定量的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。）			
② 仮登録肥料に係る申請者の利便等に供するため、原則として 1 年以内に肥効試験の結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告する。	② 仮登録肥料に係る申請者の利便等に供するため、計画的な肥効試験を実施し原則として 1 年以内に試験結果を取りまとめて、農林水産大臣に報告する。	② 仮登録肥料に係る肥効試験については、原則として 1 年以内に試験結果を取りまとめ、農林水産大臣に報告するため、農林水産省と共同で昨年度に策定した「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」に基づき計画的な試験を実施するとともに、必要に応じて申請者に対して手順等の説明を行う。	＜主な定量的指標＞ ◇仮登録肥料に係る肥効試験結果の報告期間（1 年以内） ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／試験件数）	② 仮登録肥料に係る肥効試験については、「肥料取締法に基づく公定規格等の設定・見直しに係る標準手順書」に基づき、農林水産省と協議のうえで次のとおり 1 件実施し、1 年以内に試験結果を取りまとめて農林水産大臣に報告した。【処理率 100%(1/1)】 ア 施肥設計等を考慮し、仮登録肥料と同等の肥料を対照に用いた肥効試験（ポット試験 1 件）を行った。 イ 肥効試験結果については、外部の有識者 5 名を含めた肥料評価検討会を書面で開催して意見を聴取し、報告書としてとりまとめた。 ウ 「肥料取締法に基づく公定規格等の設	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。		

			りまとめを行う。		定・見直しに係る標準手順書」について申請業者(7件)に説明を行った。		
③ 肥料取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 肥料取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査等の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告する。	③ 肥料取締法に基づく立入検査については、次の取組を行う。 ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、立入検査実施方針に基づき、立入検査の結果は適正に評価を行い、評価結果を速やかに被検査者に通知するとともに、品質管理等に改善を要する事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。 イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、収去品の分析・鑑定に当たっては、肥料の安全を確保するため有害成分を優先的に分析するとともに、業務の進行管理を適切に行う。	＜主な定量的指標＞ ◇肥料取締法に基づく立入検査結果の報告期間(36業務日以内) ・標準処理期間内の処理率:100%(標準処理期間内報告件数/立入検査件数)	③ 肥料取締法に基づく立入検査については、534件を実施し、全ての結果を36業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率100%(534/534)】 ア 農林水産大臣の指示に従い適正に実施するため、平成26年度肥料立入検査実施方針に基づき、各検査事業場の品質管理について評価シートを利用した評価を行い、検査結果の講評を速やかに被検査者に通知した。また、公定規格に定める有害成分の基準値を超えた事業場(4件)、品質管理に改善を要する事項が認められた事業場(24件)、その他肥料取締法の遵守事項に不備が認められた事業場(8件)に対して、技術的助言を行った。 イ 立入検査の結果を立入検査終了後36業務日以内に農林水産大臣に報告するため、平成26年度肥料立入検査実施方針に基づき、業務の進行管理を適切に行った。収去品376件の分析・鑑定に当たっては、全て(ア)人畜に有害な成分(ヒ素、カドミウム、水銀及び鉛)、(イ)その他の有害成分(ニッケル、クロム等)、(ウ)その他の成分(窒素、りん酸等)の優先順位で試験を行った。	＜評定と根拠＞ 評定: B 根拠: 標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。		
④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、肥料用肉骨粉等が家畜用飼料へ誤用・流用されることを防止する等の観点から、肥料原料用の肉骨粉等について製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を行う。 ア 牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があったものについては、適切に検査及び報告を実施し、農林水産大臣からの確認書の交付状況を公表する。 イ 肥料用の肉骨粉等の家畜用飼料への誤用・流用防止等の観点から、肥料原料用の肉骨	＜その他の指標＞ ◇肥料原料用の肉骨粉等に係る検査と適合する製造事業場の公表 S:－ A:難易度を高く設定した目標について、目標の水準を満たしている。 B:目標の水準を満たしている(「A」に該当する事項を除く。) C:目標の水準を満たしていない(「D」に該当する	④ 牛海綿状脳症のまん延を防止するため、次の取組を実施した。 ア 牛の部位を原料とする肥料について、脊柱等が混合していないことに関し、農林水産大臣から確認検査の指示があった製造事業場(13事業場)については、全て製造基準適合確認検査を実施し、検査結果の概要に適否を付して			

			粉等の製造基準適合確認検査を行い、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場を公表する。	事項を除く。） D：目標の水準を満たしておらず、その業務について業務運営の改善に関する監督上必要な命令をすることが必要と判断される場合を含む、抜本的な業務の見直しを求める。 （〈その他の指標〉として定性的に指標が定められている小項目の評定にあたっては以下同様。）	製造基準適合確認検査を実施し、その結果、製造基準に適合するものであると認めた製造事業場をホームページで公表した。		
⑤ 農林水産省関係部局と連携しつつ、以下について取り組む。	⑤ 農林水産省関係部局と連携しつつ、以下について取り組む。	⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行う。	ア 安全な肥料を生産するため汚泥肥料生産業者が取り組む品質管理に関する「汚泥肥料中の重金属管理手引書」を普及させるため、次の取組を行う。 新たに汚泥肥料の登録を受ける生産業者に対して「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の内容の周知、汚泥肥料生産業者からの依頼に応じた個別講習、汚泥肥料生産事業場への立入検査時における品質管理等の普及・指導を行う。	＜その他の指標＞ ◇「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等	⑤ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行った。	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり「汚泥肥料中の重金属管理手引書」の普及・指導等を実施しており、目標の水準を満たしている。	
イ 公定規格の改正に資するため、未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等を行う。	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ農林水産省に報告する。	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ、農林水産省に報告する。	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理等を行い、その結果を取りまとめ、農林水産省に報告する。 （ア）未利用資源の肥料利用に関する情報 （イ）事業場における品質管理	＜その他の指標＞ ◇未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等	イ 農林水産省が行う公定規格の改正等に資するため、次に掲げる情報の収集・整理を行い、農林水産省に報告した。	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり未利用資源の肥料利用に関する情報の収集・整理等を実施しており、目標の水準を満た	

		(イ) 事業場における品質管理向上のためのガイドラインの作成に資する情報	向上のためのガイドラインの作成に資する情報 ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、肥料等の放射性セシウムの測定を適切に実施する。		(イ) 事業場における品質管理向上を目的としたガイドラインの作成に資するため、肥料生産に関する情報として、汚泥肥料以外の肥料生産事業場における品質管理を評価するシートを作成し、調査を行った結果を取りまとめ報告した。 ウ 東京電力福島第一原子力発電所の事故の対応として、たい肥等の放射性セシウム測定を 79 件実施し、農林水産省に報告した。 ・たい肥（牛ふんたい肥等） 3 件 ・汚泥肥料 76 件 計 79 件	している。	
--	--	--------------------------------------	--	--	---	-------	--

4. その他参考情報
表 2-2-(1)-1 参照

	し、試験の実施に長期間を要するV A菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。	報告する。ただし、試験の実施に長期間を要するV A菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。	務の進行管理を適切に行う。ただし、試験の実施に長期間を要するV A菌根菌資材を集取した場合は、立入検査の結果を試験終了後速やかに農林水産大臣に報告する。 また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた場合には技術的助言を併せて行う。		の進行管理を適切に実施することにより、全ての検査結果を 30 業務日以内に農林水産大臣に報告した。また、立入検査の結果を速やかに被検査者に通知するとともに、表示に関する改善事項が認められた被検査者（7 件）に対して技術的助言を行った。 なお、VA 菌根菌資材について集取はなかった。【処理率 100%(31/31)】		ることにより迅速化が図られていた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	--	---	--	---	--	---

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-2-(2)	農薬関係業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第 10 条第 1 項第 7 号及び第 2 項第 4 号 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26－① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ										
①主要なアウトプット（アウトカム）情報										
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	－			
①ア 農薬の登録検査結果の報告期間	基準の設定 が必要な農薬：1 年 4 ヶ月以内 それ以外：10.5 ヶ月以内	100%	設定要 100% (133/133) それ以外 100% (1,358/1,358)	設定要 100% (175/175) それ以外 100% (1,236/1,236)	設定要 100% (195/195) それ以外 100% (1,101/1,101)	設定要 100% (123/123) それ以外 100% (1,075/1,075)				
イ 農薬の登録申請に係る検査結果の報告書を作成・公表	報告書を作成・公表	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				
②ア 農薬取締法に基づく立入検査結果の報告	25 業務日以内	100%	100% (80/80)	100% (73/73)	100% (74/74)	100% (72/72)				
イ 農薬取締法の集取品の分析結果の報告	60 業務日以内	100%	100% (23/23)	100% (25/25)	100					

		1 項第 4 号から第 7 号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査は、1 年 4 か月以内					
	イ 農薬の登録申請に係る検査の結果について、報告書を作成・公表する。	イ 農薬の登録申請に係る検査の結果について、報告書を作成・公表する。	イ 農薬の検査結果に係る報告書を農林水産省と共同で作成し、公表する。	＜その他の指標＞ ◇農薬の登録申請に係る検査結果の報告	イ 新しい成分の農薬の登録に当たって、人の健康や環境への影響の程度を評価した科学的根拠等を、消費者、農薬の使用者、農薬使用の指導者等へ示すとともに審査の透明性を確保するため、フルキサピロキサド、フルオピラム、ヘキサジノン、トブラメゾン、エタボキサムについて農林水産省と共同で審査報告書を作成し、農林水産省のホームページへ公表した。	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり農薬の登録申請に係る検査結果の報告書を作成・公表しており、目標の水準を満たしている。	
	② 農薬取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び集取品の分析結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内	② 農薬取締法に基づく立入検査は、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、立入検査及び集取品の分析結果を以下の期限内に農林水産大臣に報告する。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内	② 農薬取締法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示に従い適正に実施するとともに、その結果を、以下の期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。 ア 農薬取締法の立入検査の結果は、立入検査終了後 25 業務日以内	＜主な定量的指標＞ ◇農薬取締法に基づく立入検査結果の報告期間（25 業務日以内） ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	② 農薬取締法に基づく製造場への立入検査については、農林水産大臣の指示に従い 72 製造場に対して適正に実施するとともに期限内に農林水産大臣に報告するため、業務の進行管理を適切に行った。 ア 72 製造場に対する立入検査の結果については、全ての検査で目標期間である立入検査終了後 25 業務日以内に農林水産大臣に報告した。【処理率 100%(72/72)】	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、所期の目標を達成している。	
	イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内 ただし、集取品の検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。	イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。	イ 農薬取締法の集取品の分析結果は、集取後 60 業務日以内 ただし、標準品の入手や試験に必要な生物の育成等により検査に時間を要する場合には、当該検査結果が得られ次第、その結果を報告する。	＜主な定量的指標＞ ◇農薬取締法に基づく集取品の分析結果の報告期間（60 業務日以内） ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）	イ 農薬取締法に基づく立入検査において集取した農薬 22 点の分析結果については、全て目標期間である集取後 60 業務日以内に報告した。 なお、平成 25 年度末に集取し、平成 26 年度に報告した 10 点についても全て 60 業務日以内に報告を行った。【処理率 100%(22/22)】	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、所期の目標を達成している。	
	③ 農薬の登録検査						

	ア 優良試験所規範（GLP）制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後 30 業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する。	ア GLP 制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後 30 業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告する。	ア GLP 制度に基づく適合試験機関の査察結果については、査察終了後 30 業務日以内に農林水産省消費・安全局長に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。	機関の査察結果の報告期間（30 業務日以内） ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／指示件数）	件の結果については、全て目標期間である査察終了後 30 業務日以内に報告した。 【処理率 100%(16/16)】	根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、所期の目標を達成している。
	イ センターに蓄積された技術的知見を国際会議等の場に反映させるとともに、得られた結論を我が国の登録検査等に生かすことにより、農薬行政の国際調和の推進に貢献する。	イ OECD による新たなテストガイドラインの策定や GLP 制度の見直し、コーデックス委員会による残留農薬に関する国際規格の設定等の国際会議において、技術的知見に基づき我が国の意見が反映されるように支援するとともに、国際会議の結果を我が国の農薬登録検査に生かすことにより、農薬行政の国際調和の推進に貢献する。	イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、本年度に開催が予定されている国際会議において我が国の意見が反映されるよう、次の取組を行う。 (ア) OECD GLP 作業部会に出席し、GLP 制度の見直し等に関する議論に対応する。 また、本年度予定されている英国 GLP 査察当局に対する現地評価に評価メンバーとして参加する。 (イ) OECD 農薬作業部会及びコーデックス残留農薬部会については、出席する農林水産省の職員に対して技術的知見に基づき支援を行う。 なお、国際会議の結果を受け、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行う。 (ウ) 国際農薬分析法協議会（CIPAC）に職員を出席し、農薬の分析法等検討の議論に参加する。 ウ 農林水産省と連携しつつ、次の取組を行う。 (ア) 農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量 (イ) 農薬の作業者一日許容量（AOEL）及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入にむけた検討	＜その他の指標＞ ◇技術的知見の国際会議等への反映とその結果の活用	イ 農薬行政の国際調和の推進に貢献するため、国際会議において我が国の意見が反映されるよう、次の取組を行った。 (ア) OECD GLP 作業部会については、2 名を専門家として第 28 回会合に出席させ、GLP の国際調和に関する議論に参加させた。 また、英国 GLP 査察当局に対する現地評価については、センター職員 1 名とポルトガル査察当局の職員 1 名が評価チームとなり、センター職員がチームリーダーとして当局間の連絡調整等の中心的役割を果たすとともに、ポルトガルと協力して現地での評価の実施、報告書の作成等を行った。 (イ) OECD 農薬作業部会及びコーデックス残留農薬部会については、出席する農林水産省の職員に対して、会議資料等を技術的観点から検討し、OECD 農薬作業部会生物農薬ステアリング会合における二次代謝物プロジェクトへの対応、OECD 農薬作業部会における圃場試験ガイダンス文書案へのコメント等、センターの技術的知見に基づき支援を行った。 なお、国際会議の結果については、農林水産省で開催された報告会を踏まえ、我が国の農薬登録検査への反映について検討を行った。 (ウ) 国際農薬分析法協議会（CIPAC）については、職員 2 名を第 58 回会合に出席させ、分析法等の検討の議論に参加させた。 ウ 農林水産省と連携	

					った。 (ア) 農林水産省の要請に基づき、農薬の使用に伴いへい死した可能性のある蜜蜂に含まれる農薬の定量については、平成 26 年度に新たに分析対象として追加された農薬に係る分析法の確立と妥当性確認を行うとともに、都道府県から送付された蜜蜂試料について農薬の定量分析を行った。また、これら分析法の確立と妥当性確認の結果及び分析結果を農林水産省に報告した。 (イ) 農林水産省の要請に基づき、農薬の作業者一日許容量(AOEL)及び推定暴露量に基づく使用時安全性評価の導入に向けて、農林水産省が示した農薬の散布形態区分に、現在登録されている様々な農薬の使用方法を分類し、当該区分の妥当性の検証を行った。また、現状と課題を整理するとともに、登録検査用資料作成等の課題についての検討を開始した。		
	④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況についての調査分析を、適切な精度管理の下での確かつ迅速に実施する。	④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況についての調査分析を、適切な精度管理の下での確かつ迅速に実施する。	④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行う。 ア 農林水産省の実施計画に基づき、農産物中の残留農薬の分析を実施するとともに、その結果を農林水産省へ迅速に報告する。 イ 農産物の収穫時期、分析対象農薬がそれぞれ異なる中で調査分析業務を迅速かつ効率的に実施するため、必要に応じて、分析を行う地域センター等間で調査試料の集約化、平準化等を行う。	＜その他の指標＞ ◇農産物中の農薬の残留状況に関する調査分析の実施	④ 農林水産省が推進する農薬の適正使用に係る施策に資するため、農産物中の農薬の残留状況の調査分析について、次の取組を行った。 ア 農林水産省の実施計画に基づき、以下の農産物について残留農薬の分析を行い、分析結果は農林水産省へ迅速に報告した。 ・野菜・果実類 951 件 ・米穀 51 件 計 1,002 件 イ 分析業務を迅速かつの効率的に実施するため、分析対象農薬のうち特定の農薬について担当地域センターを決め、集約化等を図った。また、分析要員の教育訓練及び迅速かつ効率的な分析のための検証試験を行った。	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり農産物中の農薬の残留状況に関する調査分析を実施しており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報
②主要なインプット情報の従事人員数について、平成 24 年度から平成 25 年度に 65 名から 99 名と 34 名増員しているが、リスク管理業務の人員としていたものを農薬業務の人員とする再編を行ったものであり、業務実績に変更はない。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-2-(3)	飼料及び飼料添加物関係業務の実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第 10 条第 1 項第 7 号、第 8 号、第 9 号及び第 10 号並びに第 2 項第 5 号及び第 6 号 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号。以下「飼料安全法」という。） 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号。以下「ペットフード安全法」という。）
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26－① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ										
	① 主要なアウトプット（アウトカム）情報									
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	－		
	①ア 基準・規格、検討資料の妥当性調査の実施	調査の実施	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
	イ モニタリング検査の実施と公表	モニタリング検査の実施と公表	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
	②飼料添加物の検定及び表示の処理期間	20 業務日以内	100%	100% (216/216)	100% (190/190)	100% (197/197)	100% (180/180)			
	③ア 製造設備等の検査並びに技術的指導の実施	製造設備等の検査並びに技術的指導の実施	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
	イ 抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等の実施	検査等の実施	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した			
	ウ 動物由来たん白質、動物性油脂及びペット									

		内、規格設定飼料製造業者：40 業務日以内									
	オ 輸出する飼料等の検査等の実施	検査等の実施	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				
	④ア 飼料安全法に基づく立入検査結果の報告期間	25 業務日以内	100%	100% (530/530)	100% (580/582)	100% (555/555)	100% (505/505)				
	イ 飼料安全法に基づく収去品の試験結果の報告期間	分析・鑑定試験の終了：20 業務日以内、報告：試験終了から 15 業務日以内	100%	100% (802/802)	100% (846/846)	100% (819/819)	100% (732/732)				
	⑤ア ペットフード安全法に基づく立入検査及び質問の結果の報告期間	30 業務日以内	100%	100% (67/67)	100% (72/72)	100% (63/63)	100% (65/65)				
	イ ペットフード安全法に基づく集取品の試験結果の報告期間	分析・鑑定試験の終了：30 業務日以内、報告：試験終了から 20 業務日以内	100%	100% (38/38)	100% (48/48)	100% (34/34)	100% (33/33)				
	⑥ OIE コラボレーティング・センターとしての取組	OIE コラボレーティング・センターとしての取組	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した				

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
				＜主な定量的指標＞ ○飼料及び飼料添加物関係業務 中項目の評定は、小項目（◇）別の評定結果の積み	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：◇小項目13（項目）×2点（B）＝26点 B：基準点（26）×9／10 ≤ 各小項目の合計点（26）＜基		評定 B ＜評

	する調査、指導等を実施する。 また、特定飼料等製造業者及び規格設定飼料製造業者の登録等の検査については、飼料安全法に基づき適正に実施するとともに、標準処理期間を中期計画に定め、当該標準処理期間内に検査を終了する。 さらに、依頼に応じて輸出する飼料等の製造・品質管理に関する検査等を実施する。	る調査、指導等を実施する。 ア 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。	用飼料への肉骨粉等の混入並びに抗菌性物質に関する基準・規格等を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、飼料及び飼料添加物の製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等を実施し、その管理の高度化に係る技術的指導を行う。 また、収去品の検査の結果、基準・規格等に抵触する事例等が認められた場合には、製造・品質管理の方法等の改善について、センターの専門的知見から技術的指導及び情報の提供を行う。 さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して定期的に発信するとともに、飼料等が原因となって食品の安全確保に問題が生じるおそれがある等の緊急時には、農林水産省の指示の下、関連業者に情報を速やかに提供する。		を逸脱した飼料及び飼料添加物による有害な飼料の流通を未然に防止する観点から、製造設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等について、有害物質又は病原微生物に係る検査 1,703 件、反すう動物用飼料への肉骨粉等の混入防止に係る検査 441 件及び抗菌性物質に関する基準・規格に係る検査 177 件を行い、飼料製造業者に対し管理の高度化に係る技術的指導を行った。 また、収去品の検査の結果、1 事業者 1 銘柄で抗菌性物質に係る基準・規格に抵触する事例があり、技術的指導を行った。 さらに、有害物質混入防止ガイドラインに基づく業務として、飼料の有害物質に関する情報を輸入業者及び製造業者に対して 6 回発信した。	の水準を満たしている。	
		イ 抗菌剤 GMP ガイドラインに基づく申請に応じて、抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認する。	イ 抗菌剤 GMP ガイドラインに基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間を 50 業務日と定め、当該標準処理期間内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行い実施する。	＜その他の指標＞ ◇抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等の実施	イ 「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドライン」（平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「抗菌剤 GMP ガイドライン」という。）に基づく製造基準等への適否の確認の申請に係る検査については、適切な進行管理を行うことにより、申請 54 件に対して全て標準処理期間（50 業務日）以内に処理を行った。	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり抗菌性物質を添加する製造事業場の検査等を実施しており、目標の水準を満たしている。	

		ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。	ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査等を実施し、製造基準等への適否を確認し、その結果を公表する。	＜その他の指標＞ ◇動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査及び結果の公表	ウ 牛海綿状脳症の発生の防止に万全を期する観点から、動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の設備、製造・品質管理の方法等に関する検査等として、次に掲げる業務を実施した。 ・ 農林水産大臣の確認を要する動物由来たん白質及び動物性油脂を製造する事業場 240 箇所について、製造・品質管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた製造事業場 10 箇所をホームページに公表した。 ・ 魚粉等の輸入業者及び輸入先の製造事業場 182 箇所における管理状況を確認し、そのうち新たに確認を受けた輸入業者 22 業者をホームページに公表した。 ・ ペットフード等の製造事業場からの申請に応じ製造基準適合確認検査を 45 箇所に対して実施し、製造基準に適合すると認められた事業場 45 箇所をホームページに公表した。	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり動物由来たん白質、動物性油脂及びペットフードの製造事業場の検査及び結果の公表を実施しており、目標の水準を満たしている。	
	エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、検査に要する標準処理期間をそれぞれ 50 業務日及び 40 業務日とし、当該標準処理期間内に検査を終了する。	エ 特定飼料等製造業者（外国特定飼料等製造業者を除く。）及び規格設定飼料製造業者（外国規格設定飼料製造業者を除く。）の登録等の申請に係る検査については、中期計画で定めた標準処理期間である 50 業務日及び 40 業務日以内に検査を終了するため、業務の進行管理を適切に行い実施する。	＜主な定量的指標＞ ◇特定飼料等製造業者等の登録等の申請に係る検査期間（特定飼料製造業者：50 業務日以内、規格設定飼料製造業者：40 業務日以内） ・ 標準処理期間内の実施率：100%（標準処理期間内処理件数／申請受付件数）	エ 特定飼料等製造業者の登録の更新の申請に係る検査 2 件及び変更登録の申請に係る検査 1 件について、業務の進行管理を適切に行い、50 業務日以内に終了した。 【処理率 100%(3/3)】	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。		

	法の立入検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内	結果は、立入検査終了後30業務日以内	検査及び質問の結果は、立入検査終了後30業務日以内		告した。【処理率 100%(65/65)】		
	イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を中期計画に定め、試験が終了した日から20業務日以内	イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、分析・鑑定試験に要する標準処理期間を30業務日とし、試験が終了した日から20業務日以内	イ ペットフード安全法の集取品の試験結果は、中期計画で定めた30業務日以内に分析・鑑定試験を終了するとともに、試験が終了した日から20業務日以内	<主な定量的指標> ◇ペットフード安全法に基づく集取品の試験結果の報告期間（分析・鑑定試験の終了：30業務日以内、報告：試験終了から20業務日以内） ・標準処理期間内の処理率：100%（標準処理期間内報告件数／集取件数）	イ ペットフード安全法の集取品の試験は、中期計画で定めた30業務日以内に33点全て終了した。また、集取品の試験結果は、試験が終了した日から20業務日以内に全て報告した。【処理率 100%(33/33)】	<評定と根拠> 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は100%であり、計画における所期の目標を達成している。	
	⑥ 国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等の取組を行う。	⑥ 国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のための情報の提供・共有 イ 要請に応じて、海外からの研修生の受入や海外への専門家の派遣 ウ 毎年度の活動に関する報告書の作成・OIEへの提出	⑥ 国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行う。 ア 飼料の安全確保のために開発・改良した分析法やハザードに関する情報を海外に発信し、技術の普及や情報の提供・共有を行う。 イ OIEの要請に従い、OIEの活動に対する科学的知識や技術的支援のために、海外からの研修生の受入や、海外への専門家派遣等の国際協力を行う。 ウ コラボレーティング・センターとしての活動に関する報告書を作成し、OIEへ報告する。	<その他の指標> ◇国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとしての取組	⑥ 国際獣疫事務局（OIE）コラボレーティング・センターとして、飼料の安全性に関する情報の収集・発信、技術協力等について、次の取組を行った。 ア 平成25年度の輸入飼料原料の有害物質のモニタリング結果及び概要、農薬などの分析法、かび毒のハザードカード、飼料研究報告の要旨について英訳し、ホームページを通じて国内外に発信し、飼料の安全確保のための情報の提供・共有を行った。 イ 第3回OIEリファレンスラボラトリー国際会議（Third Global Conference of OIE Reference Centres）に3名を派遣した。 ウ 平成26年度の活動に関する報告書を作成し、OIEへ提出した。	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおりOIE コラボレーティング・センターとしての取組を実施しており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報
表 2-2-(3)-1～2 参照

	臣の指示があった場合には、立入検査を適正に実施する。	やかに農林水産省関係部局に情報を回付する。また、農林水産大臣の指示があった場合には、立入検査を適正に実施する。	う地域センター等、実施時期等を調整して、900件以上行う。 イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査は、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して、300 件以上行う。 なお、検査の結果、必要に応じて製造業者、流通業者等に対する分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲において原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行う。 ウ 事業者間取引における食品表示の監視は、農林水産省の指示の下、同省が行う調査と連携して実施する。		ア 食品の産地表示に関する検査については、産地ごとの食品の流通状況等を勘案し、検査を行うセンター、実施時期等を調整して1,744 件実施した。（生鮮食品 790 件、加工食品 954 件） その結果、生鮮食品 67 件、加工食品 22 件の疑義が認められ、農林水産省に報告した。（表 2・3・(1)-1 参照） イ 遺伝子組換えに関する表示が行われている食品の検査については、製造業者等の事業規模、地域バランス等を勘案して生鮮食品 74 件、加工食品 306 件、計 380 件実施した。 検査の結果、遺伝子組換え原料の混入の可能性があるものは 57 件（生鮮食品 10 件、加工食品 47 件）あり、分別生産流通管理の実施状況等の調査を行うとともに、可能な範囲で原料農産物を入手し、遺伝子組換え体の混入率について検査分析を行った。 なお、分別生産流通管理の実施状況等の調査の結果、不適切な原料使用が疑われた 1 件について、農林水産省へ報告した。 ウ 事業者間取引における食品表示の監視について、農政局地域センター等との連携調査において、生鮮食品 159 件を入手し、検査を実施し、その結果を農林水産省へ報告した。また、表示内容に疑義があったため行った立入検査等において生鮮食品 24 件、加工食品 9 件、計 33 件を入手し、検査を実施し、その結果を農林水産省へ報告した。	ク表示に関する情報 50 件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ回付し迅速かつ的確に対応する等計画のとおり目標の水準を満たしていると評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
②	食品表示 110 番を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報を農林水産省関係部局へ回付する。	② 食品表示 110 番を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。	② 食品表示 110 番等を通じて寄せられる不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報（以下「疑義情報」という。）については、手順書に従い速やかに農林水産省関係部局へ回付する。 また、農林水産省から疑義情報に係る調査及び分析の依頼があった場合は、適切に対応す	＜その他の指標＞ ◇食品表示 110 番を通じて寄せられる情報の関係部局への回付	② 食品表示 110 番等を通じて寄せられた不適正表示や違法な JAS マーク表示に関する情報 50 件について、事務処理手順書に基づき農林水産省関係部局へ回付し迅速かつ的確に対応した。 また、不適正表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示 110 番の情報提供に係る立入検査等を 11 件（18 事業所）実施したほか、食品表示 110 番の情報提供に係る農林水産省からの依頼分析を	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり食品表示 110 番を通じて寄せられた情報の関係部局への回付を実施しており、目標の水準を満たしている。

			る。		34 件、その他疑義情報に係る農林水産省からの依頼分析を 5 件実施した。 違法な JAS マーク表示に関する情報については、農林水産省の指示により、食品表示 110 番等の情報提供に係る立入検査等を 5 件（5 事業所）実施したほか、農林水産省からの食品表示 110 番の情報提供に係る依頼分析を 3 件実施した。		
--	--	--	----	--	---	--	--

4. その他参考情報
表 2-3-(1)-2 参照 予算額は年度計画の「農林物質の検査、指導業務関係経費」を記載

	に報告する。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。	切に選任し、農林水産省等関係機関との緊密な連携等に留意して実施する。	考慮して立入検査員を適切に選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に行う。		知識、経験等を考慮して適切に立入検査員を選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に実施した。	査を実施しており、目標の水準を満たしている。	おける所期の目標を達成していると評価できる。 また、立入検査等を行うに当たって、当該立入検査等の内容により、立入検査員の資格基準、知識、経験等を考慮して適切に立入検査員を選任し、農林水産省等関係機関と緊密な連携の下に実施しており計画のとおり目標の水準を満たしていると評価できる。
		② 農林水産大臣から指示された事項を的確に検査し、その結果を立入検査等の終了後 3 業務日以内に農林水産大臣に報告する。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。	② 立入検査等は、基準文書に基づき適正に実施するとともに、その結果を立入検査の終了後 3 業務日以内に報告するため、業務の進行管理を適切に行う。ただし、立入検査等の相手方事業者等が複数であり、立入検査等の結果の取りまとめに時間を要する場合は、報告書を取りまとめ次第速やかに農林水産大臣に報告する。	＜主な定量的指標＞ ◇JAS 法に基づく立入検査結果の報告期間（3 業務日以内） ・標準処理期間内の報告処理率：100%（標準処理期間内報告件数／立入検査等終了件数）	② 立入検査等については、関係する基準文書に基づき、次のとおり適正に実施した。 ・表示内容の疑義に関する立入検査 17 件（25 事業所）、任意調査 5 件（13 事業所）、計 22 件（38 事業所）及び JAS 格付等の疑義に関する立入検査を 4 件（4 事業所）、任意調査を 2 件（5 事業所）を実施し、全ての案件について、3 業務日以内に報告した。 なお、表示内容の疑義に関する立入検査等に対応した製品分析を 49 件及び JAS 格付等の疑義に関する立入検査等に対応した製品分析を 24 件実施した。 ・農政局地域センター等と連携して任意調査 93 件（106 事業所）実施し、全ての案件について、3 業務日以内に報告した。 また、立入検査のほか、農林水産省が改善の指示又は指導を行った事業者に対する改善状況の確認調査 1 件（3 事業所）を実施した。【処理率 100%（121/121）】	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：標準処理期間内の処理率は 100%であり、計画における所期の目標を達成している。	＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。

4. その他参考情報

		上、JAS 製品の検査を 700 件以上行う。	た場合には、必要な是正措置及び是正状況の確認を行う。 ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの検査件数を配分することを基本としつつ、700 件以上の検査を実施する。 イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して各登録認定機関ごとの調査件数を配分することを基本としつつ、350 件以上の調査を実施する。		機関 25 事業所) を対象として、立会調査及び格付品検査と連動して次のとおり各 1 回実施した。【実施率 100%(115/115)】 <table><tr><td>・飲食料品</td><td>13 機関 (18 事業所)</td></tr><tr><td>・林産物</td><td>14 機関 (21 事業所)</td></tr><tr><td>・生糸・畳表</td><td>2 機関 (2 事業所)</td></tr><tr><td>・生産情報公表牛肉等</td><td>13 機関 (13 事業所)</td></tr><tr><td>・有機農産物等</td><td>73 機関 (78 事業所)</td></tr><tr><td>計</td><td>115 機関 (132 事業所)</td></tr></table> 事業所調査の結果、認められた問題点については、現地で指摘を行うとともに、不適合が認められた 60 機関に対して文書により是正要求を行った。 なお、調査結果及び是正状況については、速やかに農林水産省関係部局へ報告した。 ア 格付品検査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して 769 件実施し、不適合があった 10 件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。 <table><tr><td>・飲食料品</td><td>190 件</td></tr><tr><td>・林産物</td><td>107 件</td></tr><tr><td>・生糸・畳表</td><td>5 件</td></tr><tr><td>・生産情報公表牛肉等</td><td>4 件</td></tr><tr><td>・有機農産物等</td><td>463 件</td></tr><tr><td>計</td><td>769 件</td></tr></table> なお、格付品検査の結果、登録認定機関の認定業務に不適合の疑義が生じた 4 件について現地調査を実施し、結果として 1 件の不適合が確認され、登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。 イ 立会調査は、各登録認定機関の認定事業者数等を勘案して 385 件実施し、不適合があった 36 件については、関係する登録認定機関に対して文書により是正要求を行った。 <table><tr><td>・飲食料品</td><td>83 件</td></tr><tr><td>・林産物</td><td>54 件</td></tr><tr><td>・生糸・畳表</td><td>5 件</td></tr><tr><td>・生産情報公表牛肉等</td><td>10 件</td></tr><tr><td>・有機農産物等</td><td>233 件</td></tr></table>	・飲食料品	13 機関 (18 事業所)	・林産物	14 機関 (21 事業所)	・生糸・畳表	2 機関 (2 事業所)	・生産情報公表牛肉等	13 機関 (13 事業所)	・有機農産物等	73 機関 (78 事業所)	計	115 機関 (132 事業所)	・飲食料品	190 件	・林産物	107 件	・生糸・畳表	5 件	・生産情報公表牛肉等	4 件	・有機農産物等	463 件	計	769 件	・飲食料品	83 件	・林産物	54 件	・生糸・畳表	5 件	・生産情報公表牛肉等	10 件	・有機農産物等	233 件	
・飲食料品	13 機関 (18 事業所)																																							
・林産物	14 機関 (21 事業所)																																							
・生糸・畳表	2 機関 (2 事業所)																																							
・生産情報公表牛肉等	13 機関 (13 事業所)																																							
・有機農産物等	73 機関 (78 事業所)																																							
計	115 機関 (132 事業所)																																							
・飲食料品	190 件																																							
・林産物	107 件																																							
・生糸・畳表	5 件																																							
・生産情報公表牛肉等	4 件																																							
・有機農産物等	463 件																																							
計	769 件																																							
・飲食料品	83 件																																							
・林産物	54 件																																							
・生糸・畳表	5 件																																							
・生産情報公表牛肉等	10 件																																							
・有機農産物等	233 件																																							

					計 385 件		
	③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を国内において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査は、ISO/IEC 17011 に関する知見を活用して適切に実施する。	③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査は、ISO/IEC 17011 に関する知見を活用して適切に実施する。	③ 米国農務省全米有機プログラム（NOP）基準による有機食品の検査認証制度を我が国において運用するに当たり必要となる認証機関の認定等に係る調査については、当該業務が平成 26 年 9 月末で終了するまでの間、農林水産省からの認証機関の調査等の要請があった場合には、適切に調査を実施するとともに、その結果を速やかに農林水産省へ報告する。	＜その他の指標＞ ◇NOP 基準に係る認定機関の認定等の調査の実施	該当する事案はなかった。 なお、NOP 認証機関が行った平成 26 年次の認証実績を取りまとめ、農林水産省に報告した。	＜評定と根拠＞ 評定：－ 根拠：実績がないため評価せず。	

4．その他参考情報
予算額は年度計画の「農林物質の検査、指導業務関係経費」を記載

		の適切な運用に資するための調査等を行う。	に必要な調査など JAS 規格の適切な運用に資するための調査等を行う。	の内容や JAS 規格との整合性についての調査を実施しているところである。 なお、いずれも平成 27 年度以降に報告するよう指示があったものであり、平成 26 年度は報告実績はないが、進捗管理は適正に行っており遅れは生じていない。 また、農林水産省からの依頼を受けて、分析法について情報収集を行うとともに、見直しに伴う妥当性確認試験を次のとおり実施しているところである。 ・文献調査 2 品目（2 項目） ・ヒアリング 7 品目（12 回） ・妥当性確認のための分析試験 3 品目（3 項目） このうち、妥当性確認のための分析試験の 1 品目については農林水産省へ報告した。その他の調査は、平成 27 年度も継続して行うよう指示があったことから、引き続き調査を実施している。 分析法の見直しに当たっては学識経験者、業界関係者等で構成する分析手法妥当性確認調査検討・評価委員会を 3 回開催し、分析法の妥当性確認試験の設計及びその試験結果について評価を行った。 ② 農林水産大臣の指示を受け、「日本農林規格の制定等に関する計画（平成 26 年度）」に基づき、センターを事務局とする合議体を設置し、原案作成機関として、10 品目 19 規格について日本農林規格の確認・改正又は廃止の原案の検討等を行い、そのうち、2 品目 2 規格について原案を取りまとめ農林水産大臣に報告した。なお、報告をしていない 8 品目 17 規格については、27 年度も継続して検討することとなった。平成 25 年度（26 品目 80 規格）に比べ、報告件数が減少した要因は、農林水産大臣が作成した計画において、制定等の対象とする日本農林規格の数が減少したためである。 また、原案作成委員会は公開で実施するとともにその資料及び議事概要についてセンターのホームページに掲載し、公表した。	しに係る調査については、平成 26 年度の報告実績はないものの「日本農林規格の制定等に関する計画（平成 26 年度）」に基づき、8 品目 17 規格について調査実施法人として、消費者等に対するアンケート又はヒアリングによる生産・利用実態調査、品質実態を把握するための品質実態調査等実施しており進捗管理は適正に行われていた。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	--	-----------------------------	--	---	--

					③ 農林水産省からの依頼を受け、次の調査会等を開催し、JAS 規格の適切な運用に資するための調査等を実施し、農林水産省に報告した。 ・ 「有機農産物及び有機農産物加工食品の同等性審査に係る生産資材調査会」を 1 回開催した。 ・ 「集成材、枠組壁工法構造用たて継ぎ材及び直交集成板の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能評価基準検討委員会」を 1 回開催した。 ・ 「集成材の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委員会」を 2 回開催した。 ・ 直交集成板の日本農林規格に規定された接着剤に係る同等性能確認等審査委員会を 1 回開催した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
予算額は年度計画の「食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費」を記載

	の国際標準作成に関する活動を行う。 また、農林水産省の要請を受けて、コーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援を行う。	の収集、国内の意見集約等、次の国際標準作成に関する活動を行う。 ア 必要に応じて外部有識者等からなる委員会を設置し、情報の収集、国内の意見集約等を行う。 イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣する。 ② 農林水産省からのコーデックス委員会等の国際規格に関する技術的な支援の要請に備えて、国際規格及び各国規格に関する情報の収集、整理等を行う。		ネジメントシステム分科委員会（TC34/SC17）、木質パネル専門委員会/合板分科委員会（TC89/SC3）及び木材専門委員会（TC218）の国内審議団体として次のとおり国際標準作成に関する活動を行った。 ア 外部有識者等からなる委員会の設置、情報の収集、国内の意見集約等 〔TC34/SC16〕 国内委員会 1 回開催 〔TC34/SC17〕 国内委員会 1 回開催 〔TC218〕 国内委員会 1 回開催 イ 国際会議への職員等の派遣 〔TC34〕 ・WG16（アニマルウェルフェア作業部会） 国際会議 1 回派遣（1 名） 〔TC34/SC16〕 国際会議 1 回派遣（1 名） 〔TC34/SC17〕 国際会議 2 回派遣（2 名） 〔TC218〕 国際会議 1 回派遣（1 名） 〔TC165（センターで国内審議団体事務局は設置していないが、TC89/SC3 及び TC218 と関連がある TC）〕 国際会議 1 回派遣（1 名） ② コーデックス食品規格委員会関連の国内会議に 12 回出席し、総会及び各部会等で検討されている食品規格の分析法及び検討状況等の情報を収集、整理した。		いと評価できる。 ＜指摘事項、業務運営上の課題及び改善方策＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。
--	---	---	--	--	--	---

4. その他参考情報

					に分析能力の確立を求めるハザードについて（依頼）」（平成 26 年 3 月 10 日付け 25 消安第 5640 号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、標準作業手順書原案を作成し、試行と妥当性確認を進め、次のとおり分析標準作業書案を作成するとともに、民間の分析機関での測定結果を確認するため加工食品 20 点のアクリルアミドの分析を行った。 （作成した分析標準作業書案） ・フキ中のピロリジジナルカロイド（センキルキン） ・小麦中のマスクドマイコトキシン（DON-3-グルコシド） ・二枚貝中の下痢性貝毒（オカダ酸、ジノフィシストキシン）	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報
予算額は年度計画の「食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費」を記載 ②主要なインプット情報の従事人員数について、平成 24 年度から平成 25 年度に 47 名から 13 名と 34 名減員しているが、リスク管理業務の人員としていたものを農薬業務の人員とする再編を行ったものであり、業務実績に変更はない。

	い、立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。	立入り、質問、検査及び収去を的確に実施し、その結果を速やかに農林水産大臣に報告するため、必要な規程について整備・見直しを行う。	的確に実施するため、次の取組を行う。 また、立入り、質問、検査及び収去を実施した場合には、その結果を速やかに農林水産大臣に報告する。 (1) 立入検査等を行うための規程等を必要に応じて見直す。 (2) 農林水産大臣からカルタヘナ担保法第 31 条第 1 項の規定に基づき収去した遺伝子組換え生物等の検査の指示があった場合は適切に実施する。				
--	--	---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第 2-1-(2)	情報提供業務の的確な実施		
業務に関連する政策・施策	食料の安定供給の確保 1 食の安全と消費者の信頼の確保	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	センター法第 10 条第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 11 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 26－① 行政事業レビューシート事業番号：0004

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間 最終年度値等）	2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度			2 3 年度	2 4 年度	2 5 年度	2 6 年度	－
									予算額（千円）	335,251	302,543	274,919	276,393	
									決算額（千円）	38,535	91,646	85,237	83,525	
	① 専門的・技術的な知見を活用したわかりやすい情報発信	情報発信	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		経常費用（千円）	444,305	355,224	348,664	335,026	
									経常利益（千円）	3,538	2,550	2,252	1,969	
	② 事業者、検査機関、都道府県等に対する講習会の開催等	講習会の開催等	－	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した	適切に実施した		行政サービス実施コスト（千円）	496,995	384,799	3		

			カ より効果的な情報提供の取組を進めるため、検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員から成る委員会を毎月 1 回程度開催する。		薬登録情報検索システム、農薬登録申請関係、GLP 適合確認申請等) ・ISO・Codex・国際協力関連情報 ・センター情報（行事・講習会等情報、相談窓口等） ・公表事項（独立行政法人通則法に基づく公表事項、調達情報等） エ メールマガジンを毎月 3 回以上、合計 49 回（3 月末現在登録者数 6,438、延べ配信数 309,157 通）配信した。 〔メールマガジンの主な掲載内容〕 ・食品の安全と消費者の信頼確保に関する情報 ・行政情報（報道発表、パブリックコメント情報等） ・行事情報 オ 広報誌「新・大きな目小さな目」を 4 回（毎回 5,500 部）発行し、地方公共団体等に配付した。 〔広報誌の主な掲載内容〕 ・肥料、農薬、飼料等及び土壌改良資材に関する情報 ・表示の Q&A ・行政情報 ・食と農のサイエンス カ 検査等業務及び情報提供業務等に従事する職員を構成員とする情報提供推進委員会を 12 回開催し、ホームページ、メールマガジン、広報誌等における提供情報の的確性及びわかりやすさ等について検討を行い、必要な見直しを行った。		特になし。
② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催及び講師の派遣を行う。	② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、事業者、検査機関、都道府県等に対して、法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催又は講師の派遣を行う。 このうち、飼料製造管理	② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行う。 ア 事業者を対象に、農業生産資材、食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を 7 回以上開催する。 イ 事業者等からの依頼を受けて、農業生産資材の安全の確	<その他の指標> ◇事業者、検査機関、都道府県等に対する法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催等	② 農業生産資材の安全等の確保、食品の品質及び表示の適正化等に資するため、次の取組を行った。 ア 事業者を対象に食品等に関する専門技術的知見を活用した講習会を 7 回（参加者 281 名）開催した。 イ 地方公共団体や事業者等から依頼を受けて、講習会に 113 回（参加者 6,402 名）役職員を講師として派遣するとともに事業者等からの要請に応じて、委員会等に	<評定と根拠> 評定： B 根拠：計画のとおり事業者、検査機関、都道府県等に対する法令に関する知識、検査技術、食品の品質・表示等に関する講習会の開催等を実施しており、目標の		

		ンケート調査等により顧客満足度を測定して、5段階評価で 3.5 以上の評価となることを目標とする。なお、顧客満足度が 3.5 未満であった場合には、その原因を究明し改善処置を講じる。	の評価となることを目標として、提供した情報の内容や提供方法についての顧客満足度をアンケート調査等により測定する。 また、顧客満足度が、5 段階評価で 3.5 未満の場合には、その原因を究明して必要な改善措置を速やかに講ずる。		おりいずれも 3.5 以上であった。 ・センターが主催する講習会や研修会 3.9 ・事業者等からの依頼による講習会等への講師派遣 4.6 ・ホームページ 3.7 ・広報誌 4.1 ・メールマガジン 4.0 なお、センターが主催する講習会や研修会のうち個別に顧客満足度が 3.5 を下回ったものが 1 件あったことから、アンケート調査で把握した意見や要望を基に、原因を究明、改善措置を講じた。原因は、講習内容と受講者ニーズとの不一致によるものと考えられた。改善措置として、受講者のニーズを十分把握し、そのニーズにできる限り適合した講習会プログラムとするとともに、関係各課の協力の下、企画から実施までの情報の共有化及び受講者ニーズと講習内容が一致していることを確認することとした。	
--	--	---	---	--	--	--

4. その他参考情報
予算額は年度計画の「食品等の調査、分析、情報提供業務関係経費」と「農林物質の調査研究、講習業務関係経費」の合算額を記載

			録認定機関の調査を適切に遂行するため、ISO/IEC 17011 等に関する内部研修を実施するとともに、ISO 9000 品質マネジメントシステム審査員研修コースを受講させる。 オ 農薬登録検査における海外資料の直接活用を図るための研修等を実施する。		名の有資格者を確保した。 エ ISO/IEC 17011 等に関する調査員内部研修を、新たに対象となった職員及び前回の受講から 2 年を過ぎた職員等を対象に計 2 回（24 名）実施し、登録認定機関に対する技術上の調査及び定期的調査を行う職員としてとともに、調査技術の維持・向上を図った。 また、ISO 9000 審査員研修コースに 4 名の職員を受講させ、計 64 名の有資格者を確保した。 オ 農薬登録検査における海外資料の直接活用を図るため、英文試験成績読解研修を 1 回（20 名）実施した。	
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

			を派遣する。			いる。	<その他事項> 特になし。
--	--	--	--------	--	--	-----	------------------

4. その他参考情報

					採取及び分析を実施し、農林水産省へ報告した。 (ウ) 平成 19 年以降、米国において主に中国産のペット用ジャーキーに起因すると疑われるペットの健康被害が報告されていることから、農林水産省の要請に基づき、国内で市販されている中国産のペット用ジャーキー18 製品について、メラミン及び農薬（26 成分）の含有量調査を実施し、その結果を農林水産省に報告するとともにホームページに公表した。 (エ) 農林水産省の要請に基づき、牧草の放射性セシウムの測定を 6 件実施し、その結果を農林水産省に報告した。		
	② 農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、分析機関に求められる国際標準である「ISO／IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に基づく品質保証体制を構築する。	② 農林水産省が食品の安全に係るリスク管理を推進する上で必要とする調査分析を的確かつ迅速に実施するため、食品等検査部門において「ISO／IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「ISO／IEC 17025」という。）に基づく品質保証体制を構築する。	② 前年度に認定を取得した「ISO／IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」（以下「ISO／IEC 17025」という。）に基づく品質マネジメントシステムを適切に運営する。また、他の危害要因の分析にも同等のマネジメントシステムの適用を進める。	＜その他の指標＞ ◇ISO／IEC 17025 に基づく品質保証体制の構築	② 平成 26 年 1 月 24 日付けで取得した ISO/IEC17025 試験所認定（GC-MS による小麦中のトリコテセン系かび毒の定量試験）について、平成 26 年 11 月 28 日に認定機関による 1 年目の適合性審査を受けた。この結果、不適合及び指摘事項はなく、認定試験所としてマネジメントシステムが適切に運営されていることが確認され、認定を維持した。 また、他のかび毒の分析試験についても ISO/IEC17025 に基づくマネジメントを適用し、分析試験業務を行った。	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり ISO／IEC17025 に基づく品質保証体制を構築しており、目標の水準を満たしている。	

4. その他参考情報

		② 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、必要な教育訓練を行う。	② 情報セキュリティ対策を推進する上で不可欠な役職員の意識の向上を図るため、教育訓練計画を作成し、当該計画に基づき教育訓練を実施する。	＜その他の指標＞ ◇情報セキュリティに関する教育訓練の実施	② 情報セキュリティに関する役職員の意識の向上を図るため、情報セキュリティ教育訓練計画に基づき、新規採用者・転入者等研修、役職員全員を対象とした教育訓練及び標的型攻撃メール訓練を実施した。	＜評定と根拠＞ 評定： B 根拠：計画のとおり情報セキュリティに関する教育訓練を実施しており、目標の水準を満たしている。
--	--	---	---	----------------------------------	--	--

4. その他参考情報

